

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉田町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県吉田町長

公表日

令和6年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ① 健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ② 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ、健康診査に関する情報の提供
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 95、96の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課 健康推進部門
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 行政部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 健康推進部門 静岡県榛原郡吉田町住吉1567 TEL 0548-32-7000

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 1②	② 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データの提供	② 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ、健康診査に関する情報の提供	事後	
令和2年4月1日	I 4②	番号法第19条第7号 別表第二 70の項	番号法第19条第7号 別表第二 69の2、70の項	事後	
令和2年4月1日	II 1 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II 2 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	II 1 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	II 2 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 1 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I 4② 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第二 …… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第二 ……	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 …… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 ……	事後	
令和5年4月1日	I 1③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年9月1日	II 1 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II 2 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和6年8月23日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項別表70の項	事後	
令和6年8月23日	I 4② 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 …… (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 ……	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	
令和6年8月23日	II 1 いつ時点の集計か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年8月23日	II 2 いつ時点の集計か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	